

社会福祉法人地の塩会役員報酬等に関する規則

(目 的)

第1条 この規則は、社会福祉法人地の塩会役員報酬等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(役 員)

第2条 この規則における、役員とは次に掲げるものとする。

1. 評議員
2. 理 事
3. 監 事
4. 評議員選任・解任委員会の外部委員

(報 酬)

第3条 役員が法人業務執行のために、出勤した場合の報酬を次のとおりとする。

1. 理事長は月5,000円の報酬とする。
2. 報酬の支給日は月末とする。

(費用弁償)

第4条 役員が職務を執行したとき及び会議などに出席したときは、次のとおり費用を弁償するものとする。

役員日当	(一日)	3,000円
	(半日)	1,500円(4時間未満)
役員交通費	一日市内は	1,000円

その他は職員の旅費規程に準ずるものとする。

附 則

- 平成 5年 4月 1日より施行
平成 8年 2月13日改正、平成8年4月1日より施行
平成 8年 7月17日改正、施行
平成18年 9月27日一部改正、施行する
平成22年 1月18日一部改正、施行
2017年(平成29年)1月16日一部改正、
2017年(平成29年)4月1日施行する。